

## 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の流れ

**1 申請**（施設 → 県選挙管理委員会） ※郵送で結構です。

・必要書類……申請書（様式第1号）

添付書類：①指定を受けることについての病院（施設）長の承諾書

（申請者（施設の代表者）と、施設の長が同一人の場合、必要ありません。）

②不在者投票を行う場所を図示した建物の平面図

（不在者投票を行う場所の拡大図（受付、投票記載台、管理者・立会人の位置やパーテーション等）も併せて添付してください。）

③職種別職員名簿

（名簿の横に、不在者投票を執行する際の以下の役割を記入してください。）

- ・不在者投票管理者（1名）
- ・補助者（2名）
- ・受付（1名）
- ・立会人（最低1人）（外部から要請する予定の場合、その旨を余白に記入して下さい。）

④施設の概要書（パンフレット等）

⑤その他参考資料等（あれば）

**2 所在地の市町村選挙管理委員会の現地調査**（市町村選挙管理委員会 → 施設）

※市町村選挙管理委員会事務局担当者が直接施設に伺い、不在者投票を行う場所が適当かどうか、管理者及び事務従事者の不在者投票事務の経験の有無等を確認させていただきます。

**3 意見書の提出**（市町村選挙管理委員会 → 県選挙管理委員会）

**4 指定・告示・通知**（県選挙管理委員会 → 施設）

※市町村選挙管理委員会から意見書の提出を受けた後、県で委員会に諮って不在者投票管理者を置くことのできる施設として指定するかどうかの決定を行います。

また、指定を受けることとなった場合、県公報でその旨告示するとともに、施設に対し、不在者投票を行うことができる施設として指定した旨、通知いたします。